

答申第 153 号

平成 16 年 1 月 14 日

神奈川県知事 松 沢 成 文 殿

神奈川県情報公開審査会
会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 15 年 3 月 24 日付けで諮問された火薬類（煙火）消費許可申請書等一部
非公開の件（諮問第 248 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

特定の花火大会に係る火薬類（煙火）消費許可申請書及びその添付書類のうち、次に掲げる部分は、公開すべきである。

- (1) 火薬類（煙火）消費許可申請書に記載された申請者である特定の法人の代表者の住所及び年齢
- (2) 火薬類（煙火）消費計画書に記載された消費現場責任者の氏名
- (3) 保安管理組織図に記載された煙火保安責任者の氏名、煙火連絡責任者の職及び氏名並びに煙火業者（煙火消費総責任者）、現場責任者（推進者）及び各消費現場責任者の氏名
- (4) 緊急連絡体制図に記載された煙火保安責任者及び煙火連絡責任者の氏名
- (5) 煙火打揚従事者名簿に記載された経験年数、手帳番号及び備考欄の記載

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、特定の花火大会（以下「本件花火大会」という。）に係る火薬類（煙火）消費許可申請書（以下「本件申請書」という。）及びその添付書類（以下、本件申請書と併せて「本件行政文書」という。）について、神奈川県知事（以下「知事」という。）が平成15年1月31日付けで一部非公開とした処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める、というものである。

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張は、知事が本件行政文書には、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るものが記録されていることから、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第5条第1号に該当するとした一部非公開の処分は、次に掲げる理由から、条例の解釈及び運用を誤っている、というものである。

ア 条例第5条第1号該当の点について

- (ア) 東京地裁平成8年（行ウ）第31号判決では、職務に関する氏名等の情報は公開されるべきであるとされており、本件行政文書において非公開とされた情報（以下「本件非公開情報」という。）は、職務として

行った行為に関する氏名等の情報であるから、公開されるべきである。

(イ) 神奈川県情報公開条例の解釈及び運用の基準(以下「解釈運用基準」という。)では、プライバシーに関する情報と個人に関する情報とは同一ではないと記載されており、氏名等の情報を公開したとしても、条例第2条にいう「個人の秘密、個人の私生活その他の他人に知られたくない個人に関する情報」に厳密に該当するものでない限り、直ちに個人のプライバシーの侵害につながるといえない。したがって、個人のプライバシーの侵害につながらない氏名等の情報は、公開すべきである。

(ウ) 火薬類取締法は、火薬類はその取扱いを規制しないと、災害の発生を招いたり、人の生命、身体、健康、生活又は財産等の公共の安全を脅かす危険性があるということを認めている。したがって、どこの誰が、火薬類取締法で危険性があると認めている行為を行うのか、われわれの生命、身体、健康、生活又は財産等の安全を託しても大丈夫なのか知りたいのは当然であり、本件非公開情報は、条例第5条第1号ただし書エに該当する。

(エ) 本件申請書に記載された申請者である特定の法人(以下「本件申請法人」という。)の代表者の住所及び年齢は、一般の刊行物である特定の紳士録に掲載されており、これらは都道府県及び市町村の図書館にもあって、一般人が誰でも簡単に閲覧できるので、条例第5条第1号ただし書イに該当する。

(オ) 特定の市においては、別件の煙火消費従事者名簿の情報公開請求に対して、氏名、経験年数、手帳番号等は私的領域に含まれないものとして公開されている。

(カ) 煙火打揚従事者手帳は、煙火業界団体内部の自主的な保安規範であり、これを作成している特定の社団法人に照会したところ、情報公開条例に基づく請求に対しては公開を拒む理由はなく、公開されても問題はないと回答している。

(キ) 海上での事故は有害物質や環境ホルモンなどが魚介類等を通して住民の口に入ることからすれば、監視船の船長名は、県民の生命、身体、

健康、生活又は財産を保護するために必要な情報であり、条例第5条第1号ただし書エに該当する。

(ク) 特定の小型船舶に関する雑誌では、船舶の所有者や船長の名前等を公にしており、船長名は慣行として公にされている。

(ケ) 小型船舶の登録等に関する法律第3条は、船舶の所有者の氏名等を小型船舶登録原簿に登録することを規定し、同法第14条により、原簿の謄本等の交付を何人も請求することができるとしている。また、同法第8条では船舶番号を船舶に表示することを規定している。したがって、船長名は条例第5条第1号ただし書アに該当する。仮に漁船であったとしても、漁船法に同様の規定がある。

イ 条例第5条第2号該当の点について

本件行政文書は、本件申請法人が花火大会を行うため、火薬取締法第25条の規定により知事に対して許可申請をしたものである。したがって、本件非公開情報は、法人に関する情報であって、個人に関する情報ではない。そして、このような法人に関する情報を非公開とするためには、本件申請法人又は煙火製造業者の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」必要があり、具体的には「生産技術上又は販売上のノウハウに関する情報、信用上不利益を与える情報等」である必要があるが、本件非公開情報は、これに該当せず、むしろ、解釈運用基準に記載された条例第5条第2号の公開情報の具体例の1(6)に挙げられている「法令等の規定により行われた許可、免許、届出等に関する情報であって、ノウハウ等を除いたもの」に該当する。

ウ その他

(ア) 「花火大会当日の監視船について」には、小型船舶の登録等に関する法律で義務付けられている船舶番号の記載がないが、国の方針や法律の趣旨に反するので、船舶番号を記載するよう是正措置が必要である。

(イ) 本件処分は、神奈川県職員が、自身の保身を図るため、職権を濫用し、自分にとって都合の悪い情報はすべて塗り潰し、虚偽の内容の公文書を作成したもので、憲法第15条第2号、地方公務員法第30条、第32条及び第33条、刑法第156条及び第193条に違反する。知事は、

刑事訴訟法第 239 条第 2 号に従い、非公開等理由説明書を作成した職員を捜査機関に告発すべきである。

3 実施機関（地区行政センター）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本件行政文書を一部非公開とした理由は、次のとおりである。

（1）本件行政文書について

本件行政文書は、本件花火大会の主催者が火薬類取締法第 25 条の規定に基づき、火薬類消費について知事の許可を得るために提出した火薬類（煙火）消費許可申請書及びその添付書類である。知事は、記載された内容により、その消費の目的、場所、日時、数量又は方法が適当かどうか、公共の安全の維持に支障を及ぼさないかどうかを判断し、許可を行っている。

（2）条例第 5 条第 1 号該当性について

ア 条例第 5 条第 1 号本文該当性について

個人に関する情報とは、「特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの」であり、解釈運用基準に述べられているとおり、「何人が考えても明白にプライバシーと思われるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものを含めて、個人に関する情報は原則として非公開とする」とされており、氏名等は個人に関する情報に該当する。

したがって、本件行政文書中、次に掲げる情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるので、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。

（ア）本件申請法人の代表者の住所及び年齢

（イ）火薬類（煙火）消費計画書に記載された消費現場責任者の氏名、住所及び年齢

（ウ）保安管理組織図に記載された煙火保安責任者の氏名、煙火連絡責任者の職及び氏名並びに煙火業者（煙火消費総責任者）、現場責任者（推進者）及び各消費現場責任者の氏名

（エ）緊急連絡体制図に記載された煙火保安責任者及び煙火連絡責任者の

氏名

- (オ) 煙火打揚従事者名簿に記載された煙火打揚従事者氏名、生年月日、住所、経験年数、手帳番号及び備考欄の記載
- (カ) 監視船の船長名
- イ 条例第5条第1号ただし書該当性について
 - (ア) 条例第5条第1号ただし書ア該当性について
 - a 本件申請法人の代表者の住所については、本件処分時には非公開としたが、その後調査したところ、法人登記簿に記載があることが確認されたため、条例第5条第1号ただし書アに該当するとして、公開することが可能と考えられる。
 - b 煙火消費総責任者は、煙火製造業者の代表者と同一であるとは限らず、むしろ一般的には異なることの方が多いので、同号ただし書アに該当するとはいえない。
 - c 船舶の所有者は小型船舶の登録等に関する法律及び漁船法のいずれにおいても登録事項となっているものの、船長名は登録事項となっておらず、所有者と船長とは異なるので、船長名は、同号ただし書アに該当しない。
 - (イ) 条例第5条第1号ただし書イ該当性について
 - a 本件申請法人の代表者の住所及び年齢については、様々な刊行物がある中で、そのうちの一部に掲載されていることが直ちに慣行として公にされているとは認め難いため、条例第5条第1号ただし書イに該当しないと判断した。
 - b 本件申請法人は、特定の市が財政支援をしている団体であるが、同号ただし書ウに規定される地方公共団体と同様に取り扱われる独立行政法人等に該当するものでもないため、その職員である煙火保安責任者及び煙火連絡責任者の氏名は、同号ただし書イに該当しない。
 - c 煙火打揚従事者手帳所持者の氏名や手帳記載内容の公開の有無について、これを作成している特定の社団法人に照会したところ、第三者から特定の会員について手帳の有無の問合せや、手帳番号の

照会があっても、協会と会員の関係に関するものなので回答しないことが原則であり、また、手帳交付台帳のようなものを第三者に見せることはあり得ないという回答があった。したがって、煙火打揚従事者名簿に記載された煙火打揚従事者氏名、生年月日、住所、経験年数、手帳番号及び備考欄の記載は、同号ただし書イに該当しない。

- d 特定の小型船舶に関する雑誌に船舶の所有者や船長の名前等が公にされているということだが、それはたまたま船長の名前が載っていることがあるということであって、すべての船長名が公にされているわけではないので、監視船の船長名は同号ただし書イに該当しない。

(ウ) 条例第5条第1号ただし書エ該当性について

- a 条例第5条第1号ただし書エの適用について、解釈運用基準では、「この規定は人の生命、身体等への危害等が現に生じているか又は過去に生じた事態から類推して将来そのような危害等が発生することが予測される状態が存在しており、このような危害等から県民を保護するため公開することが公益上必要な情報の公開について定めたものである」と述べられているが、本件行政文書に記載された個人の氏名等を公開することが将来の危害等から県民を保護することにつながるとはいえず、本件非公開情報は、同号ただし書エに該当しない。
- b 煙火業者（煙火消費総責任者）、現場責任者（推進者）及び消費現場責任者は、特定の煙火製造業者に属し、当該法人の代表取締役の下でそれぞれの役割を果たしているにすぎず、煙火打揚従事者とその身分的意味等が決定的に異なっているとは考えにくい。

特定部署等の責任者であっても、個人の氏名や住所等は個人に関する情報であることに変わりはなく、職業や住所を明らかにすると個人のプライバシーを侵害するおそれがあることなどを比較考量すると、煙火業者（煙火消費総責任者）、現場責任者（推進者）及び各消費現場責任者の氏名は、同号ただし書エに該当しない。

c 船舶の船長は、船の安全運行について責任を求められているものの、実際にはかなりの分野の社会活動が、人の生命、安全面等に関わっているものであり、単にそういった職種だから直ちに公開をするという事にはならず、船長名は、同号ただし書工に該当しない。

ウ 条例第 6 条第 1 項について

煙火打揚従事者手帳の氏名を非公開としても、他の花火業者が請求した場合、経験年数、手帳番号及び備考欄の記載等から、個人が識別される可能性があるため、条例第 6 条第 1 項の部分公開をすべきでない。

(3) 条例第 5 条第 2 号該当性について

本件行政文書は、解釈運用基準に記載された条例第 5 条第 2 号の公開情報の具体例の 1 (6) に挙げられている「法令等の規定により行われた許可、免許、届出等に関する情報であって、ノウハウ等を除いたもの」に該当するため、条例第 5 条第 2 号には該当しないが、個人に関わる情報部分は「個人に関する情報」として扱うべきものである。

4 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第 8 条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。なお、不服申立人は、意見陳述を希望しなかったため、口頭による意見聴取を行わなかった。この結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、本件花火大会の主催者が火薬類取締法第 25 条の規定に基づき、火薬類消費について知事の許可を得るために提出した火薬類（煙火）消費許可申請書及びその添付書類である。知事は、記載された内容により、その消費の目的、場所、日時、数量又は方法が適当かどうか、公共の安全の維持に支障を及ぼさないかどうかを判断し、許可を行うこととされている。

(3) 条例第 5 条第 1 号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」(以下「個人情報」という。)を非公開とすることができるとしている。

したがって、同号本文は、個人情報とは明白にプライバシーと思われるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) 本件行政文書中、次に掲げる情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるので、同号本文に該当すると判断する。

- a 火薬類(煙火)消費許可申請書に記載された代表者の住所及び年齢
- b 火薬類(煙火)消費計画書に記載された消費現場責任者の氏名、住所及び年齢
- c 保安管理組織図に記載された煙火保安責任者の氏名、煙火連絡責任者の職及び氏名並びに煙火業者(煙火消費総責任者)、現場責任者(推進者)及び各消費現場責任者の氏名
- d 緊急連絡体制図に記載された煙火保安責任者及び煙火連絡責任者の氏名
- e 煙火打揚従事者名簿に記載された煙火打揚従事者氏名、生年月日及び住所
- f 監視船の船長名

(ウ) 不服申立人は、氏名等の情報を公開したとしても、「個人の秘密、個人の私生活その他の他人に知られたくない個人に関する情報」に厳密に該当するものでない限り、直ちに個人のプライバシーの侵害につな

がるといえないため、公開すべきである旨主張している。

しかしながら、前記（ア）で述べたとおり、同号本文は、個人情報
は明白にプライバシーと思われるものもとより、プライバシーであ
るかどうかが不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもっ
て定めたものと解されることからすると、前記（イ）に掲げた氏名等
の個人に関する情報が同号本文に該当することは明らかである。

（エ）煙火打揚従事者名簿に記載された経験年数、手帳番号及び備考欄の
記載について、実施機関は、煙火打揚従事者名簿に記載された者を過
去に雇用していた他の花火製造業者等が情報公開請求した場合、個人
が識別される可能性がある」と説明している。

しかし、煙火打揚従事者名簿に記載された経験年数、手帳番号及び
備考欄の記載から特定の個人を識別するためには、少なくとも手帳の
所有者の氏名と手帳番号を既に知り得ていることが前提となるが、こ
れらの情報を既に知り得ている者の立場から、特定個人の識別の可能
性を判断することは適切でない。すなわち、これらの者は、煙火打揚
従事者名簿に記載された経験年数、手帳番号及び備考欄の記載が公開
されるか否かにかかわらず、手帳番号から特定個人を識別することが
可能である。同号本文に規定する「特定の個人が識別され、又は識別
され得る情報」とは、他の花火製造業者等のようにこれらの情報を有
している関係者以外の一般県民等からみて、容易に取得し得る他の情
報と照合することにより、個人を識別できるか否かを判断すべきであ
る。

このような観点から検討すると、煙火打揚従事者名簿に記載された
経験年数、手帳番号及び備考欄の記載は、「特定の個人が識別され、
又は識別され得る情報」とは認められず、同号本文には該当しないと
判断する。

イ 条例第 5 条第 1 号ただし書該当性について

（ア）条例第 5 条第 1 号ただし書ア該当性について

a 本件申請法人の代表者の住所については、前記 3（2）イ（ア）

a において実施機関が法人登記簿に記載がある旨説明していると

おり、商業登記法第 10 条第 1 項の規定により何人でも閲覧をすることができるとされている情報であるため、条例第 5 条第 1 号ただし書アに該当すると判断する。

b 煙火消費総責任者は、煙火製造業者の代表者が選任されるとは限らないので、煙火製造業者の代表者が当該法人の登記簿に記載されているため同号ただし書アに該当するからといって、煙火消費総責任者が直ちに同号ただし書アに該当するとはいえない。したがって、煙火消費総責任者は、同号ただし書アに該当しないと判断する。

c 小型船舶の登録等に関する法律及び漁船法のいずれにおいても、船舶の所有者は登録事項となっているものの、船長名は登録事項となっておらず、所有者は船長とは異なるので、船長名は、同号ただし書アに該当しないと判断する。

(イ) 条例第 5 条第 1 号ただし書イ該当性について

a 不服申立人は、東京地裁平成 8 年（行ウ）第 31 号判決では、職務に関する氏名等の情報は公開されるべきであるとされており、本件非公開情報は職務として行った行為に関する氏名等の情報であるから、公開されるべきであると主張している。

公務員等については、職員名簿等にその氏名が記載され公表されていることなどから、公務員等の職務の遂行に関して記載された当該公務員の氏名は、慣行として公にされているものと解することが可能な場合がある。しかしながら、本件非公開情報は、公務員等の氏名等ではなく、申請者である特定の法人又は煙火製造業者の従業員等の氏名等であり、これら従業員等の氏名が記載された名簿等が公表されている事実も認められないことから、これらの情報は条例第 5 条第 1 号ただし書イに該当しないと判断する。

なお、不服申立人が引用する東京地裁平成 8 年（行ウ）第 31 号判決（平成 9 年 2 月 4 日判決）は、特定の地方公共団体の職員の職及び氏名について、当該地方公共団体の職員名簿に記載されていることから、非公開とする理由はないと判断したものであり、公務員等の氏名ではない本諮問案件の判断には影響しないものとする。

- b 本件申請法人の代表者の住所及び年齢は、一般に市販され、図書館等で容易に閲覧できる刊行物である特定の紳士録に掲載されていることから、これらの情報は同号ただし書イに該当すると判断する。
- c 煙火打揚従事者名簿に記載された煙火打揚従事者氏名、生年月日及び住所は、煙火打揚従事者手帳を作成している特定の社団法人が一般に公表しているとは認められず、同号ただし書イに該当しないと判断する。
- d 不服申立人は、監視船の船長名について、特定の小型船舶に関する雑誌に船舶の所有者や船長の名前等が公にされているので同号ただし書イに該当すると主張しているが、特定の小型船舶の雑誌に一部の船長名がたまたま掲載されることがあったとしても、このことから直ちに船舶の船長の氏名が一般に慣行として公にされているものとは認められず、監視船の船長名は同号ただし書イに該当しないと判断する。
- e 本件申請法人は、特定の市が財政支援をしている団体であるが、その職員の氏名が市販されている職員名簿等により公表されている事実は認められず、煙火保安責任者及び煙火連絡責任者の氏名は、同号ただし書イに該当しないと判断する。

(ウ) 条例第5条第1号ただし書ウ該当性について

本件申請法人は、特定の市が財政支援をしている団体であるが、その職員は、条例第5条第1号ただし書ウにおいて地方公共団体等と同様に取り扱われる独立行政法人等の役員及び職員には該当しない。したがって、本件申請法人の職員である煙火連絡責任者の職は、同号ただし書ウに該当しないと判断する。

(エ) 条例第5条第1号ただし書エ該当性について

- a 条例第5条第1号ただし書エは、同号本文に該当する情報であっても、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」については公開することを規定している。

そこで、火薬類(煙火)消費計画書に記載された消費現場責任者、保安管理組織図に記載された煙火保安責任者、煙火連絡責任者、煙火業者(煙火消費総責任者)、現場責任者(推進者)及び各消費現場責任者、緊急連絡体制図に記載された煙火保安責任者及び煙火連絡責任者(以下「現場責任者等」という。)の氏名等が同号ただし書工に該当するか否かについて検討する。

- b 現場責任者等は、本件花火大会における各部署等の責任者として、火薬類取締法に基づく火薬類の消費者の責任を実際の消費場面で果たすべき者である。火薬類取締法は、その第1条に規定されているように、「火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費その他の取扱を規制することにより、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保することを目的とする」ものである。そして、本件行政文書は、知事がこれに記載された内容から、その消費の目的、場所、日時、数量又は方法が適当かどうか、公共の安全の維持に支障を及ぼさないかどうかを判断するために、本件花火大会の主催者から火薬類取締法第25条及び同法施行規則等の規定に基づき提出を受けたものである。
- c 上記のような火薬類取締法の目的や知事の火薬類消費許可に関する慎重な取扱いなどからすると、一般的に本件花火大会のような一定規模の火薬類消費は、常に火薬類による災害発生のおそれがあると考えられる。

本件花火大会は、既に終了し、火薬類消費による災害は発生しなかったものの、会場付近においては、本件申請法人による花火大会が毎年行われるほか、様々な規模の煙火打上げ等が繰り返し行われており、これまで各地で行われてきた花火大会において、実際に災害が発生した例もあることからすると、将来、同種の煙火打揚げ等の火薬類消費により、人の生命、身体等への危害が発生するおそれは否定できない。

また、本件花火大会においては、3,000発近くの花火が打ち揚げられており、これに伴って発生する騒音や、多数の見物客が訪れる

ことによる雑踏は、会場付近の住民の生活に少なからぬ影響を与えているものと考えられる。そして、会場付近においては、将来も同種の煙火打揚げ等が行われるものと考えられることから、このことにより、会場付近の住民の生活に影響を与えることが予測される。

d こうしたことからすると、会場付近の住民等にとっては、花火大会の終了後ではあっても、人の生命、身体等への危害が発生するおそれのある火薬類消費について責任者が誰であったのかを知り得ることが、平穏・安全な生活を確保できるという安心感を得ることにつながるものであり、また、現場責任者等を公開することにより、将来の危害発生を抑止に一定の効果が期待できるものと考えられる。

したがって、火薬類消費の各部署等における責任の所在を明確にするために記載された現場責任者等の職及び氏名は、これを非公開とすることにより保護される個人の権利利益よりも、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するためにこれを公開することの利益の方がより大きいと認められ、現場責任者等の職及び氏名は、同号ただし書工に該当すると判断する。

e しかし、火薬類消費の各部署等における責任の所在は、現場責任者等の氏名等が公開されることにより明確になることからすると、現場責任者等の住所及び年齢については、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するために公開することが必要な情報とは認められず、同号ただし書工に該当しないと判断する。

f 煙火打揚従事者名簿に記載された煙火打揚従事者氏名、生年月日及び住所並びに監視船の船長名については、火薬類消費の各部署等における責任の所在を明確にするために記載されたものとは認められず、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するために公開することが必要な情報とは認められないため、条例第5条第1号ただし書工に該当しないと判断する。

(4) 条例第5条第2号該当性について

本件行政文書が条例第5条第2号に該当しないことは実施機関も認めて

おり、本件処分においても同号は適用されていない。本件非公開情報は、本件申請法人及び特定の煙火製造業者に係るいわゆる法人等に関する情報であるが、それと同時に、いずれも特定の個人に関する情報でもあることから、条例第5条第1号に規定する個人に関する情報に該当すると判断する。

(5) 条例第6条第1項該当性について

ア 条例第6条第1項は、公開請求に係る行政文書に非公開情報とそれ以外の情報が記録されている場合において、それらを「容易に、かつ、行政文書の公開を請求する趣旨を失わない程度に合理的に分離できるとき」は、非公開情報に係る部分を除いて、公開をしなければならないと規定している。

イ 本件行政文書については、当審査会が前記(3)において非公開とすることが妥当であると認めた部分の範囲及び内容にかんがみると、その他の情報を分離して公開することは、「容易に、かつ、行政文書の公開を請求する趣旨を失わない程度に合理的に分離できるとき」に該当すると判断する。

(6) その他

当審査会は、行政文書公開請求に対する決定の当否について実施機関から意見を求められているものであり、前記2(2)ウの不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年月日	処理内容
平成15年3月24日	諮問
3月31日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
4月28日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
5月6日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
6月5日	不服申立人から非公開等理由説明書に対する意見書を受理
8月28日 (第25回部会)	審議
9月12日	指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
10月8日 (第26回部会)	審議
11月19日 (第27回部会)	審議
12月17日 (第28回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金 子 正 史	獨 協 大 学 教 授	
鈴 木 敏 子	横 浜 国 立 大 学 教 授	
竹 森 裕 子	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	
田 中 隆 三	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	部 会 員
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	
千 葉 準 一	東 京 都 立 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者 部 会 員
堀 部 政 男	中 央 大 学 教 授	会 長 (部 会 長 を 兼 ね る)

(平成16年1月14日現在)(五十音順)